**平成２３年（フ）第２４２号**
秋田市新屋勝平台15番１号
債務者　楢岡　慶子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１０３号**
青森県八戸市東白山台３丁目10番12号　ウィンドパークⅡＣ号棟103号室、前住所青森県上北郡六戸町大字上吉田字長谷95番地18
債務者　円子　英之
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２３年（フ）第１０５号**
青森県八戸市青葉２丁目４番14号　ファミール青葉６号
債務者　柾谷源三郎
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２３年（フ）第１０６号**
青森県八戸市吹上４丁目10番32号　コーポひまわり10号
債務者　佐々木節子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２３年（フ）第１１０号**
青森県八戸市諏訪２丁目12番16号　かすみ荘２号、前住所青森県八戸市諏訪２丁目13番４号　平田住宅Ｄ号
債務者　平井　トキ
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２３年（フ）第１４５号**
神奈川県横須賀市公郷町６丁目18番地４　キャッスルマンション湘南堀ノ内602
債務者　菅野　忠良
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１４７号**
神奈川県横須賀市桜が丘２丁目18番７号　桜が丘ハイツ101
債務者　鈴木　昇二
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１５１号**
神奈川県横須賀市浜見台２丁目９番６号　浜見台マンション302
債務者　清水　辰夫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１７０号**
神奈川県横須賀市浦賀３丁目25番１―508号
債務者　青山　昌実
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第２２２号**
青森市大字新城字平岡109番地301
債務者　北ノ浦一人
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５４号**
神奈川県横須賀市森崎４丁目14番９号　サンウォークヒルズ森崎203
債務者　吉良　真弓
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１４０号**
島根県安来市安来町1293番地
債務者　八木　麻生
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３９７号**
熊本市本山町306番地　東大森アパート201号室
債務者　古京千代子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第８６号**
栃木県栃木市藤岡町甲2866番地１
債務者　上岡　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後３時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第８７号**
栃木県栃木市大宮町1469番地
債務者　澤村　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第８４２号**
東京都日野市東豊田３丁目８番地の21
債務者　田仁　博之
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３９０号**
川崎市川崎区堀之内町５番地10　ＰＲＩＳＭＣＯＵＲＴ川崎302、前住所横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港４号棟905号室
債務者　山本　好隆
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係